

# 大阪府における保護を必要とする女性のセーフティーネットの再構築に向けた取組み（概要版）

## 現状

大阪府（市町村含む）におけるDV相談対応件数は増加傾向、また「子どもの貧困」に加え、「女性の貧困」も社会問題となる中、女性の保護（女性相談センターの一時保護件数や保護を必要とする女性が入所する施設の入所者数）は、減少傾向を示している。

### ■DV相談対応件数は増加傾向

H24 府 4,908 件、市町村 11,657 件、H28 府 4,889 件、市町村 15,758 件  
 ■「子どもの貧困」に加え、「女性の貧困」も社会問題に。

### 一方で

■女性相談C一時保護件数は減少傾向（H26: 1,072 件 H28: 713 件）  
 ■保護を必要とする女性が入所する婦人保護施設、母子生活支援施設等の施設入所者数も減少傾向

## 課題

保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているか

## 大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会 女性保護支援等検討専門部会

■大阪府における保護を必要とする女性のセーフティーネットの再構築に向けた検討

- ・第1回 平成29年7月7日 検討スケジュール、調査内容の検討等
- ・第2回 平成29年12月1日 調査結果等
- ・第3回 平成30年1月25日 調査結果の分析等
- ・第4回 平成30年3月22日 提言とりまとめ

## 実態調査・事例検討の実施

目的：実態の把握、課題や具体的検討事項の抽出、整理等

市区町村調査（アンケート・ヒアリング）	事例検討
<b>H29.7～H29.11</b> ■市区町村相談窓口への調査 相談支援ニーズの把握状況 相談支援内容・関係機関との連携状況 <調査対象窓口> ・女性相談窓口 ・母子保護窓口 ・生活保護窓口	<b>H29.6～10</b> ■女性自立支援センターに入所した事例について、措置機関・施設とともに検討 「支援ニーズに対し、現状では対応が困難になる背景」を整理、支援の現場で表れる象徴的な課題の整理・分析 <調査対象事例> ・母子支援 ・単身女性支援 ・妊産婦支援 ・若年女性支援 ・施設の機能分担、市区町村との連携
<b>施設調査（アンケート・ヒアリング）</b> <b>H29.8～H29.12</b> ■女性を保護する施設への調査 施設における女性の保護支援の実態 <調査対象施設> ・府立女性自立支援C ・母子生活支援施設 ・救護施設 ・女性相談C一時保護所 ・一時保護委託先施設	女性相談センターヒアリング調査  <b>H30.2</b> ■一時保護及び市区町村・市町村等関係機関との連携状況

## 社会福祉審議会新たな福祉課題検討専門分科会女性保護支援等検討専門部会 提言内容（平成30年3月）

DV等暴力被害者への支援、女性や母子家庭への貧困対策、社会資源として相談窓口や施設の有効活用の観点も踏まえ保護を必要とする女性への支援の在り方を、市町村、女性相談センター、施設、全体の4つのファクターから提言する。大阪府は以下の提言を受けとめ、積極的に取組むこと。

### ■市町村（相談体制等）

市町村においては、継続した相談に応じ、福祉部局の中で、また福祉部局との連携において支援を行うとともに、一時保護等婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要である。併せて、配置された専門相談員が孤立せず有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要である。

- 婦人相談員の全市区への配置を目指す
- 市町村における継続的な支援ができるように取組む
- 支援スキルの向上のため対象者や目的に合致した研修を実施する
- 相談員がスーパービジョン（SV）が受けられるシステムを構築する
- DV等暴力被害者に必要な情報を届ける

### ■女性相談センター（一時保護の決定、女性自立支援センター等における一時保護の実施等）

保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じている。また、一時保護の支援の詳しい情報が女性相談センターあるいは施設から市町村職員に充分伝わっていないことによって、その情報を提供された女性の側に一時保護の偏ったイメージが喚起され、一時保護への抵抗感を生じさせている側面も伺えた。その結果、保護を必要とする人の社会資源として活用されていない状況がみられた。時代に応じた一時保護の対象や枠組みの再検討、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要となる。

- 一時保護対象枠組みを見直し、実現するための条件を整理する
- 携帯電話や外出等のルールのかえ方と説明方法を再検討する
- 市町村と一時保護、自立や避難に関する支援のメリット共通認識
- 女性相談センター・施設・市町村の連携システムの検討・市町村の役割分担、女性相談センターの一時保護の整理をする
- 無料低額診療等医療とのさらなる連携方策の検討

### ■施設（一時保護・入所）

女性相談センター及び施設のケースワークや支援で生じている困難な状況や課題を解消するために、困難ケースへの対応力の強化や困難な事象を解決できる関係機関等との連携方策の検討が必要である。

- 複数課題を抱える女性に対する、女性相談センターや施設のアセスメント力、対応力の強化など、支援力の向上のため取組む
- 精神科医療機関との緊急時等の連携・確保
- 婦人相談所一時保護および女性自立支援センターにおいて、短期的に、妊婦、産褥期の母子、若年女性などを受入れ、社会的養護を補完する機能を果たす取組みを検討
- 市町村の継続したかかわりを前提とした、市町村との連携方策や役割分担を検討
- 一時保護や入所における、子ども・母・母子関係に対する支援向上の取組み及び児童相談所や市町村との連携方策を検討
- 施設種別等にかかわらず、カウンセリング等心理的ケアを受けられる仕組みを検討する
- 女性保護を実施している各施設がお互いの施設機能を理解し、支援ノウハウの交換や共有できる仕組みを検討

### ■婦人保護事業の全体をととして

在宅・一時保護・入所等、いずれの段階でも、市区町村による切れ目のない支援と女性相談センターによる女性を対象とした専門的支援が必要である。また、地方自治体の地域実情等による対応のみではなく、支援に必要な体制や環境整備のための法整備や財政措置について国に求めていく必要がある。

- 市町村による切れ目のない支援提供に向けた相談体制整備、関係機関との連携や支援方策の客観性及び平準化を目指す共通シートの作成などに取組む
- 女性相談センターや女性自立支援センターには、より専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供、各種専門プログラムの開発・実施、保護中のアセスメントや支援ノウハウを地域につなぎ直すことなどの役割を担うよう機能を強化する
- 府の地域実情や運用による取組みのみではなく、必要な法改正やこれに伴う財政措置を国に求めていく
- ・婦人相談員の全市区町村への必置義務化
- ・アフターケア事業の人員配置や対象者の拡大など制度の見直し
- ・婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し
- ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理
- ・市町村及び女性相談センター及び施設の役割分担の明確化

<提言を受けて> 大阪府の今後の取組み ～外部アドバイザーを含むワーキング会議の開催を経て以下に取組みます～

- ◆市区町村の相談支援体制の強化：婦人相談員の全市配置に向けた取組みと目的・段階に応じた研修の実施 ほか
- ◆女性相談センターと市町村との連携体制の再構築：一時保護対象枠組み、情報共有シートの検討 ほか
- ◆施設の機能強化：困難事例への対応力強化、新たなニーズへの対応 ほか